

令和6年12月高浜市議会定例会会議録（第3号）

日 時 令和6年12月4日午前10時

場 所 高浜市議場

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

一般質問者氏名

1. 荒川義孝議員 (1) 効果的な世代間交流と協働のあり方について
～エイジズムから地域づくりを考える～
(2) 無戸籍者問題について
2. 倉田利奈議員 (1) ごみ焼却施設について
(2) 市有財産のあり方について
(3) 高浜市総合サービス株式会社との関わりについて

出席議員

1番	橋本友樹	2番	荒川義孝
3番	神谷直子	4番	杉浦康憲
5番	野々山 啓	6番	今原 ゆかり
7番	福岡里香	8番	岡田公作
9番	長谷川 広昌	10番	北川 広人
11番	鈴木勝彦	12番	柴口 征寛
13番	倉田利奈	14番	黒川 美克

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市 長	吉岡 初浩
副 市 長	深谷 直弘
教 育 長	岡本 竜生
企 画 部 長	木村 忠好
総合政策グループリーダー	榑原 雅彦

秘書人事グループリーダー	野 口 恒 夫
総 務 部 長	杉 浦 崇 臣
行政グループリーダー	久 世 直 子
財務グループリーダー	本 多 征 樹
市 民 部 長	岡 島 正 明
市民窓口グループリーダー	神 谷 直 子
経済環境グループリーダー	島 口 靖
税務グループリーダー	西 口 尚 志
福 祉 部 長	磯 村 和 志
地域福祉グループリーダー	東 條 光 穂
地域福祉グループ主幹	角 谷 権
介護障がいグループリーダー	都 築 真 哉
福祉まるごと相談グループリーダー	野 口 真 樹
健康推進グループリーダー	中 川 幸 紀
健康推進グループ主幹	鈴 木 美奈子
こども未来部長	磯 村 順 司
こども育成グループリーダー	板 倉 宏 幸
文化スポーツグループリーダー	鈴 木 明 美
都 市 政 策 部 長	杉 浦 睦 彦
土木グループリーダー	清 水 健
都市計画グループリーダー	村 松 靖 宣
防災防犯グループリーダー	芝 田 啓 二
上下水道グループリーダー	亀 井 勝 彦
上下水道グループ主幹	大 村 智 康
学校経営グループリーダー	内 藤 克 己
学校経営グループ主幹	小 嶋 俊 明

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	竹 内 正 夫
主 査	森 本 将 史
主 任	立 花 容史枝
主 事	大 岡 靖 治

議事の経過

○議長（杉浦康憲） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほどよろしくお願いいたします。

午前10時00分開議

○議長（杉浦康憲） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

○議長（杉浦康憲） 日程第1 一般質問を行います。

初めに、2番、荒川義孝議員。一つ、効果的な世代間交流と協働のあり方について～エイジズムから地域づくりを考える～、一つ、無戸籍者問題について、以上2問についての質問を許します。

2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一問一答方式で質問を行ってまいります。

超高齢化社会で避けては通れない問題の一つがエイジズムであります。エイジズムとは、年齢に基づくステレオタイプや偏見、差別のことで、狭い意味では年を重ねた人に対する偏見や差別を、広い意味では各世代それぞれの年齢による偏見や差別を指します。全てが年齢という一面的な物差しで人を判断するというエイジズムは、無意識な年齢差別の表現のように日常の中で意識的に存在しています。

子供の頃から自らがまちの現状の学びを深め、まちをもっと知っていくことによって、私たちの生き方を考える社会とする必要があります。町内会加入率が低下している中、その運営面でもリーダーが高齢者に偏るなど課題を抱えている町内会も少なくありません。近年、外国人も増えていますが、地域コミュニティといえども日常的な人のつながりがなければ機能しません。市民の自分の地域を守ろうという意識が強くなる一方、他人に対する無理解、無関心が進んでいます。地域で会合を開催しても出席者が固定化し、意見集約の場面では一部の反対意見で議論がストップすることもあります。

多世代が活躍しやすい地域をつくり、持続可能な交流活動の仕組みを考える上で人は重要であり、キーパーソンやリーダーとなる人材を発掘し、育てていく必要があります。多世代の市民が相互に能動的に交流し合うことで、若者世代や子育て世代を他の世代が応援できるような様々な環境を整備していかなければなりません。多世代間の親和的交流を促し、徐々に多世代間の自治的共生へとシフトしていくためにもエイジズムを解消していく必要があります。

今回このような社会問題があるということを御認識いただき、政策、施策等に、特に協働や共

生といった分野に反映いただきたいと考えております。

令和6年7月実施の市民意識調査の設問、「高浜市がずっと住み続けたいまちになるよう、市民のみんなが連携・協力し合っているまちだと思う。」の年代別の回答は、20代以下、60代、70代以上が半数以上を占める肯定的な回答が多いことが分かります。また、令和4年度の調査は、60代、70代以上は半数以上を占める肯定的な回答が多く、この件につきましてどのように分析しますでしょうか、お願いします。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 20代以下の肯定的な回答が多いという点は、コロナが5類になり、まちづくり協議会などの事業につきまして、子供や若者に対する事業が増えてきたことがその一因にあると推測をしております。また、60代、70代におかれましては、地域活動に実際に参加をしている世代であると推測され、そうしたことから肯定的な回答が多くなっているのかなと考えております。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございます。

実際、事業が形や方法を変えつつも再びまちにも活気が戻ってきているということですね。

そのような状況下で令和6年7月、令和4年度の実施の市民意識調査の設問、「国籍や考え方の違いを理解し、支え合い、誰もが地域の一員として活躍できるまちだと思う。」の年代別の回答から、両調査とも50代の回答が消極的だと考えます。仕事において一番の働き世代であるとともに地域活動の次世代を担う年代であると考えますが、この世代をどう捉え、政策、施策に落とし込んでいるのかをお願いします。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 50代におかれましては、仕事において大変重要な責任を任されるような世代であります。そのため、地域の一員としてなかなかその活動に費やせる時間が生み出せない世代であるのかなと考えられます。ただ、次世代の地域活動を担う方々でもあると思っております。そういった方々にも地域活動の意義がしっかり伝わるようにPRをしていかないといけないと思っております。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございます。

活動をつないでいくためにも一番の空白世代が活躍できる仕掛けが必要でありますよね。

もう1問、市民意識調査からですが、令和6年7月実施の市民意識調査の設問、「学びで人と人がつながり、まちを支える力が育まれていると思う。」、「子どもや高齢者、障がい者などすべての人々が助け合い、自分らしく安心して生活できるまちだと思う。」、年代別の回答は、20代以下、60代、70代以上が半数以上を占める肯定的な回答が多く、30代から50代は地域から離れ

ている傾向が見られます。人とのつながりの中で地域の住民組織は必ずしも1つではなく、児童福祉、高齢者福祉、医療、防災、学校、こども園、プライベートでは趣味や活動、SNSなど価値を同じくした組織やグループが中心となっていますが、その現状と課題についてはいかがでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 30代から50代については、地域というより個のつながりを重要視するような傾向があるのかなと感じております。そのため地域への関心が薄れている傾向にあることが課題と考えております。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） ありがとうございます。

やはり関心という部分が今後のキーワードになる、無関心という部分、キーワードになっていくのではないかとこのところであります。

これまで一般質問で、地域活動のプラットフォームはまちづくり協議会であるというふうにご答弁いただきました。その御答弁に反しまして、令和6年、令和4年度の同じく市民意識調査であります、「これまでまちづくり協議会の活動に関わったことがありますか？」の回答につきましては、全世代とも消極的な回答でありました。イベントや事業の参加ではなく、役員としての参画を回答しているとも考えられます。本市におきましてまちづくり協議会や町内会について、役員の年齢構成、年齢はどれぐらいでしょうか、お願いします。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） まちづくり協議会や町内会における役員の年齢層についてですが、ちょっと調べたところ60代後半から70代の方が担っていただいていることが多くなっております。ただその一方、具体的に申し上げますと高取のまちづくり協議会の会長や事務局長さんは現役世代の方が担っておりまして、最近だと町内会長においても現役世代の方が担っていただくというような方が出始めているというところでございます。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） ありがとうございます。

次世代が台頭し始めた地域もあるようですね。特に私の学区であります高取地区も50代が先頭切って引っ張っております。

では、この役員の就任に関しまして年齢などといったルールといったものは存在するのか、お願いします。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 就任に関しての年齢に関してのルール等は聞いたことがないので、ないと考えております。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） ありがとうございます。

ルールがないということは非常に、極端に言うとも10代でも可能ということであるんじゃないかな。

それでは、過去のまちづくり協議会と町内会役員の最年少、最年長の年齢を教えてください。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 過去の様々なまち協さんや町内会役員の年齢ですが、ちょっとなかなか細かいところまでが、すみません、分からないのですが、私もかつて自分の住んでいる町の町内会の役員、当時は会計ですが務めさせていただきましたが、私は34歳のときに会計を務めさせていただいたというようなところもございます。また、現在のまちづくり協議会さんや町内会長、その会長や事務局長を務めていただいている方、現在のところ一番若い方は50歳の方が、こちらは町内会長さんですが、50歳で町内会長を務めていただいているという方がございます。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） ありがとうございます。

グループリーダーも30代のときに会計をおやりになられたということで、やはり町内会におきまして会計といったもの、非常に皆さん役員選出に苦勞されているところでもありますので、若い方が入ると会計処理といった部分も迅速に行われるのではないかなというふうに考えております。

次の世代を担う方が活躍していることが分かったところで、もう一つ、ちょっと市民意識調査からお願いいたします。

令和6年7月と令和4年度の調査であります、「持っている知識・技能・体験を他の人に教えたり、伝えたりしたことはありますか？」の回答は、各年代ともばらつきはありません。持続可能な交流活動の仕組みを考える上でやはり人は重要であり、キーパーソン、リーダーとなる人材を発掘して育てていく必要があると考えますが、その取組について教えてください。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 私どもも最後は人なので、その人が最も重要であるということは認識をしております、11月16日に開催をいたしました「地域を支える団体のこれからを考える」と題したシンポジウムにおきまして、これまで取り組んできた住民自治、地域内分権の考え方を継承していくとともに、新しくまちづくりに関わる方に目的や思いを啓発していくことを目的として実施をしたところがあります。この取組につきましては、人材育成に主に主眼を置いた取組として実施をいたしました。また、12月2日からは公式Instagramを活用した「#だいかぞくたかはま～まちづくりコンテスト～」というものを実施しております、その取組の目的の一つとしては、まちづくりに関わっている人材を掘り起こし、そのインスタを見た人がその関わりを持つきっかけをつくるということも期待しながら事業を展開しているというところでござい

ます。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございます。

この議会会期中に2日から公式インスタグラムのまちづくりコンテストということで始められたというところで、非常に私も注目しておりまして、まちづくりを担ういい人材がどんどん出てくれることを祈っております。

それで、まちづくりの担い手ではありますが、地縁的な人材を求めるとやはり年配者になりがちであります。現在、若い世代にもまちづくりに参加してもらおうという取組も行っていますが、人材候補としてやはり勤め人は働き盛りのときは地域との関わりがあまりないという人が多いですが、定年後には現役世代に培った人脈やスキルがあり、知識や経験も豊富な人材としてそれを活用しない手はないと思います。彼らが能力を発揮し活躍できる場があれば、本人にとっても地域にとってもよいことではありますが、現在の取組と今後の展望についてお願いします。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 例えばで申し上げますが、たかはま夢・未来塾事業では、現役時代に培ったものづくりの技術などを生かした活躍の場の創出につながっているのかなと考えております。そのような好事例を参考にさらなるその人、人に合った活躍の場を創出することが人材の発掘につながっていくのかなと考えております。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） ありがとうございます。

このものづくりの盛んな地域であるゆえの活躍の場の創出につながり、その先の世代に受け継がれ、本市の発展につながっていく好循環が期待できると思いますので、よろしくお願いいたします。

また、子供の頃から自らがまちの現状の学びを深め、まちをもっと知ったり、地域の伝統芸能や祭りなどを通じて地域住民が集まり世代間の交流が生まれることで、郷土文化や地域のアイデンティティーを学ぶ場となっております。子供たちにとっては、親や学校以外の大人から教育による影響を受け、まちを知る場ともなっております。そこで、市民を育てる教育といったものも必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 11月16日に開催をいたしました「地域を支える団体のこれからを考える」シンポジウムのパネリストさんの言葉で、ちょっと私もそうなんだなというようなところがありまして、そのパネリストさん、いろんな地域に行っているいろんな人と話すというようなところがあると言っておりました。その際にこのまちのいいところどこですかねと大人の方に聞くと、結構大人の人がこのまちには何もないと言うようなことがあるというような発言を結構耳にする

よと、ただそうした言葉を聞いた子供は、じゃ、大人がそうやって言っていて、このまちには何にもないなら、いろんなことがある都会に出ていこう、そういったことが今の現状になっているんじゃないかなと、そんなような発言がありました。

そういった様々な機会を捉え、まちをしっかりと知って、いや、自分たちのまちこんないいところある、自慢があるんだよと、そういったようなことを知るということは非常に大切なんだなということを考えているというところでございます。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） ありがとうございます。

今、御答弁にありました様々な機会を捉え、まちを知ることが大切であると考えているという中で、まちを知ってもらうためにいろいろなシティーセールス、それからPR活動、盛んに今行っていておられます。その中で昨今人々の意識や好み、それから価値観など様々な側面で世代間の考え方や行動の差異がなくなってきたとも指摘されています。今、公式LINEでセグメント配信等を行ってみえると思いますが、実際、今年齢でセグメントして行うようなプロモーションは通用しなくなってきたとも言われていますが、まちを知るということを考えていく中でこちらのようにつま、施策や事業を講じていくのか、お願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 今、議員言われるように本当に価値観というのがすごい変わってきているなと感じております。そういったことを踏まえ、今後は年齢だけではなくライフスタイルや興味、関心、消費行動に基づいたセグメンテーションを行うことが重要なのかなと考えております。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございます。

見た目の若々しい高齢者が増えて、体力や健康の面でも各種データを見ればかなり若返っているのは事実であり、意識や価値観まで若者のようになっていいものかどうかは考えるところあります。経験や知恵、見識を蓄えた高齢者が年の功を発揮するのではなく、若者と同じように考えて似たような行動をするなら、それが若い世代の期待に応えることになるのかどうか不安に感じるところもあるでしょうが、反面、高齢者は弱者である、その能力は衰える一方であるといったものは単なる印象であり、実態と異なるエイジズムであります。人によるものであって、年齢という属性だけでそう決めつけるのはエイジズムであります。

年齢に対するステレオタイプや偏見もエイジズムを生む大きな要因であります。これは、若者は経験が浅い、高齢者は新しいことを学ぶ能力が低いなどの固定的な観念により生じます。令和5年にセイコーグループ株式会社が全国の10代から60代の男女1,200人を対象に行った調査では、71.8%の人が年齢ギャップを指摘された経験があると答えています。エイジズムは高齢者の社会

参加を妨げます。高齢者の多様さに目をつけ、年齢一律で捉えようとするエイジズムの考え方や取扱いを払拭する理念の形成や取組が必要かと思いますが、そちらは行ってみえるでしょうか。行っている場合どのように行っているのか、お願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 年齢に関する偏見や先入観を払拭するため、若い世代と高齢者が交流できる取組としまして、今年度実験的にですがeスポーツ、ゲームを通じた多世代交流を実施しております。また、まぜこぜの居場所づくりとしまして、属性を問わず子供から大人、シニア世代の誰もが気軽に訪れることができる多世代型の居場所を、それぞれの地域にお住いの方が歩いて行けるようなところにつくり出す取組もスタートしているというところでございます。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） ありがとうございます。

今年度eスポーツに力入れてみえるところはよく分かります。私もイベントでeスポーツのブースを出している中で、やはり御高齢の方と小学生世代が一緒になって楽しんでいる姿も拝見いたしました。多世代交流をするところからやはり偏見や先入観、あるいは世代の壁を取り除いていくというわけでありますね。

では、このエイジズムについてですが、このエイジズムは否定的なエイジズム、それから肯定的なエイジズムの2種類があるかと思いますが、この否定的なエイジズムは年齢を理由に制限することであります。例えば定年退職や自動車免許の返還、賃貸住宅への入居拒否などがありますが、本市においての高齢者への現状はどのようになっているのでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 本市のサービスにおいて現時点で把握している事例は特にございません。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございます。

なかなか制限している部分というのはないという、把握していないということで非常にありがたいところではありますが、では反対に今度肯定的なエイジズム、年齢を理由に優遇されることであります。例えば医療費や交通機関の無償化、それからシニア割などがありますが、高齢者における本市の取組はいかがでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 本市の取組、例えばチョイソコたかはまでは、65歳以上の高齢者につきましては、共通チケット100円券15枚を1,000円で購入できるというところがございます。また、美術館・図書館の観覧料については、75歳以上は半額となるというところがあります。また、ヘルメット、自転車のヘルメット購入補助では、7歳から18歳以下の方及び65歳以上の方が補助

対象となっていると。あと、65歳以上の方にはホコタッチを無償配布しているというようなそういった事例がございます。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございます。

運行開始してから約2か月を経過したチョイソコたかはまですが、やはり高齢者の病院の通院やそれから買物支援といったところ、非常に多くの需要があるということを伺っております。この券につきまして1,000円で購入できるということで、非常によい取組であるかと思えます。

では、少し観点を変えて、多くの人の目に触れ、かつ見た人の価値観に影響を及ぼす広告やメディアにおけるエイジズムもあります。こちらも年齢によるステレオタイプや若い自体を忌避し、若さこそ正義といった偏った考え方を再生産する原因にもなるかと思いますが、シティーセールスやPRを行っていく上でこのあたりはどのようにお考えでしょうか、お願いします。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） エイジズムに対応するためには、様々な年齢の人々が敬意を持って接され、自らの価値観を感じられるようなコミュニケーション戦略が必要だと感じております。多様性を尊重し、全ての人が共感できるメッセージを発信していく必要があると考えております。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） ありがとうございます。

それでは、労働市場におけるエイジズムではありますが、こちら年齢を理由にした解雇や不採用などが挙げられます。一般的に採用の場面では、高齢の求職者よりも若齢の求職者のほうが高く評価される傾向があります。では、反面、地域活動、特に役員等においては、時間的な制約を含め高齢者が主体であります。高齢者の社会参加支援を行う上では、健康状態や家計状況などの個人差に配慮するとともに、ボランティア活動や就労といった参加形態、内容などの多様なニーズを的確に捉える必要がありますが、個々の条件やニーズを聞き取り、本人に適した社会参加の機会に仲介できるきめ細やかな相談体制が必要と考えますが、こちらについてはいかがでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 社会参加、特にボランティア活動というところがございますが、高浜市ボランティアセンター「てとてとて」において、ボランティア活動のそういった社会参加の機会に関する相談を受けることができるというようなそんなことが考えられるかなと思っております。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございます。

先ほども働き世代のところでも御答弁いただきましたが、やはり活躍の場の創出でのということで、その人、その人に合った活躍の場の創出に努めていただけるようお願いをいたします。

支え合う関係や新たな活動を創出する、創造するためには様々な人が集まり、コミュニティーが形成される場所の確保が重要であります。そこはやはりまちづくり協議会であります。世代を超えて時には意見がぶつかります。高齢、加齢に対するステレオタイプの思い込み、押しつけには、内から生ずるものと外から押しつけられるものがあり、それらは日常的にひそかに作用していきます。内から生ずるものは、例えば忘れ物をしたときに走って息切れしたとき、年を取ったからと自身が思います。外側から押しつけられるものとしては、自分がいいと思って着ている服をいい年をしてそんな格好をしてと言われたり、高齢だからもうリーダーを辞めるべきだと言われたり、看護、介護の場では幼児言葉で話しかけられたりすることなども当てはまります。

周囲の人が持つエイジズムが高齢者の心身の健康や幸福感に大きな影響を及ぼすため、高齢者をネガティブなエイジズムにさらされないように配慮する必要があります。高齢者自身の持つエイジズムは、若い頃は自分とは無関係なものとして考えられていますが、高齢者となったときにネガティブに自己を捉える原因となってしまいます。これらが地域活動のイメージに暗い影を落とし、次世代へとつないでいく障壁となるとと思いますが、どのように配慮していけますでしょうか、お願いします。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 多世代での交流の機会の創出や地域活動において自身の経験や知識を共有、生かすことができる、そんな機会をつくり出していくことでネガティブなエイジズムを軽減し、地域活動への参加を促進をしていくことができるのではないかと考えております。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございます。

やはり多世代交流と活躍の場の創出がキーワードとなっていきますよね。

ところで、若者も30年にわたる経済の低迷を背景として将来に希望が持ちにくく、まるで何かを悟ったような諦念や達観を持ってしまいがちになるのは分かりますが、若者が夢に向かってチャレンジをしなくなったら社会、経済の活力は失われることと思います。若者は無知で未熟であるという先入観、年齢だけでその人の能力を決めつけたり、役割や振る舞いを期待したりするらしさの強要といったこともエイジズムといっていると思います。若者が経験や成熟度、知識の面で不足しているというステレオタイプに根差していますが、経験の少なさを理由に若者の意見や提案が取り入れられることも少なく、新しいアイデアや視点を社会が受け入れる機会を失っていることにもつながります。そこで、本市の若者の意見を取り入れる取組はいかがでしょうか、お願いします。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 若者の意見を聞いたり取組を応援するというところについてでございますが、令和6年度より市民予算枠事業交付金の協働推進型におきまして、若者応援版の仕組

みを新設したところでございます。また、令和6年度では高浜市のことに興味、関心を持ち、市の取組に、会議とかもそうですが、市の取組に積極的に関わってくれる子供、若者の育成を目的にこども・若者大家族会議というものをこれ全4回ですが、これを開催をしているというところでございます。また、最後にこれも最近ですが本年12月1日より市が設定するテーマ、期間に市内の小中高校生から意見をお聞きする仕組みとして、こども・若者のインターネット意見箱という制度を創設したというところがございます。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） ありがとうございます。

では、ちょっと個々にお聞きしたいんですが、市民予算枠事業（協働推進型若者応援版）の取組の成果はいかがでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 令和6年度につきましては1件の提案がありまして、採択をしているというところでございます。内容としましては、鬼あかり（ランプシェード）をテーマとした絵本を作成し、その絵本を通して高浜市の魅力を発信する絵本でつなぐ高浜市の魅力発信事業というものが実施をされたというところでございます。その成果としましては、絵本というツールを活用することで、子供やその親に鬼あかり、鬼瓦に込められた作り手の思いを知っていただくことで、そういった思い、ものがあるということを市民及び市外の方にも高浜市の魅力として発信ができたのかなと思っております。また、制度の目的でもあります高浜市をよくするために挑戦したい、そんな若者が発掘できたことが一番の成果かなとも考えております。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） ありがとうございます。

いろいろな方面に広がるような提案というか取組であるかと思しますので、今後ますます活発に若者が活躍していってくれることを願うところであります。

では、もう一つ、高浜市こども・若者大家族会議の取組と成果はいかがでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 高浜市こども・若者大家族会議では、高浜市を知り、高浜市のどこで子供、若者がどんなことをやりたいかを出し合いというようなディスカッションを行ってきました。そのディスカッションを通じて高浜市のことに興味、関心子供や若者に持っていただくことができたのかなと思っております。実際に参加した若者からは、高浜市が少し好きになったというような話を感想としても聞いているというところがございます。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） ありがとうございます。

高浜市を好きになっていただいた、非常に増えていくといいかと思います。

この市民予算枠事業（協働推進型若者応援版）、それから高浜市こども・若者大家族会議の成果を基にエイジズムの障壁を乗り越え、まちづくりの主体としてどのように生かしていきますか。また、まちづくりの主体として主権者教育、これ政治の仕組みについて必要な知識を取得させるにとどまらず、主権者として社会の中で自立し、他者と連携、協働しながら社会を生き抜く力や地域の課題解決を、社会の構成員の1人として主体的に担うことができる力を身に付けさせることを目的とした教育ではありますが、こちらに取り組んでみたいかがでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 引き続き若者がまちづくり、自分のまちのことに関心を持ち、将来まちづくりの主体となるようまちづくりの意義を伝えるとともに、まちづくりに関わる機会の創出に今後も努めていきたいと考えております。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） ありがとうございます。

まずは、一人一人が年齢によるステレオタイプや偏見、差別を見直すことがエイジズムへの対策となります。特に高齢者への偏見は、自分自身もいずれ高齢者になるものだという事実に戻って考え直す必要があるかもしれません。偏見に気づけるようにするためには教育も重要な役割を果たすだろうと考えます。アンコンシャスバイアス、無意識での思い込みや物事の捉え方の歪みや偏見に気づくことも対策の一つであろうと思います。

さて、ちょっと視点を変えますが、ステレオタイプの事例として多文化共生のステレオタイプ、国籍に対する偏見や先入観についてもまちづくりに影響を及ぼしているとも言えます。令和6年7月実施の市民意識調査の設問、「最近1年間で外国籍の方と何か一緒に活動をしたことがありますか？」の回答は、全世代90%近くが「いいえ」と回答、令和3年11月実施の県政世論調査の設問、「今後、皆が安心して暮らすことができ、外国人も活躍できる地域社会にしていくために、あなたはどうしたいと思いますか。」の回答の47.8%が「積極的に何もしようとは思わない」、令和3年11月実施の愛知県外国人県民アンケート調査の設問、「あなたは近所の清掃作業やお祭り、団地の自治会など地域活動に参加していますか。」は51.6%が「参加していない」との回答でした。このことから、外国籍市民への地域活動への参画についてはどのような方策を考えていくのか、お願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 外国籍市民の活動への参画ですが、外国籍市民の方への対応につきましては、高浜市多文化共生推進プランを昨年つくったところでございます。その中で外国籍市民の社会参画というものを重要な取組として掲げております。方策といたしましては、まちづくり協議会の活動への参加促進や地域行事などについて外国語での発信に努めるなど、そういったところから取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○議長（杉浦康憲） 2 番、荒川義孝議員。

○2 番（荒川義孝） ありがとうございます。

外国籍市民への生活に関する情報発信、相談窓口、国際交流の場として機能する多文化共生コミュニティセンター、活動の幅を広げ手狭になっていることから9月議会で移転を提案し、前向きな回答をいただきましたが、例えば機能的なことを考えると女性文化センターなどはどうかなとも思ったりもしますが、その後の動きについて教えてください。

○議長（杉浦康憲） 企画部長。

○企画部長（木村忠好） 多文化共生事業を推進していくに当たりまして、コミュニティセンターが手狭になっているということを相談者、運営者から相談を受けておるというところで、移転希望先なども聞きながら二、三、施設について検討してきているところです。既存の施設の利用している方はいるというところですので、そういったことを勘案しながら令和7年度中にその機能を移転するということの検討を進めているところであります。ただいま女性文化センターのお話がありました。施設の規模は大きいところと、多様性という観点からも女性文化センターについては有益と考えるところもございますが、選択肢の一つとして今検討を進めているというところでございます。

○議長（杉浦康憲） 2 番、荒川義孝議員。

○2 番（荒川義孝） どうもありがとうございます。

活動が活発になったことによる移転は、さらなる事業の推進が期待できると思いますので、また御検討よろしく願いいたします。

差別されることは、ちょっと戻りますが、自己肯定感の低下につながり、自分の居場所がなくなったように感じる人もいると考えます。若者や高齢者に対する偏見や差別が広がれば、年齢ごとの分断が起きることになります。エイジズムには異なる世代間での信頼関係が損なわれ、相互に理解することもできなくなるという弊害もあります。そのことが地域のコミュニティーの分断と崩壊の要因の一つになっていくのではないかと考えます。このエイジズムを解消するためには、エイジズムがあるということを認識することと問題意識を持つことにあります。年齢に基づく偏見や差別の実態から目を背けず、この実態をリサーチし、啓発、啓蒙に取り組んでいただきたいと思いますと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 偏見や先入観、エイジズムについて、正直今までそこまでまちづくり活動をやっている中で考えたことがなかった部分でもございますので、そういったエイジズムに関しまして今後研究を進め、必要に応じて啓発に取り組んでいけたらと考えております。

○議長（杉浦康憲） 2 番、荒川義孝議員。

○2 番（荒川義孝） ありがとうございます。

そうですね、このエイジズムちょっと最近社会問題として取り上げられてきた問題であるものですから、これからのまちづくりで一つ考えていただければと思います。

このエイジズムが発生するのは、この世代の人は何々に違いないという偏見があるからです。所属やコミュニティで異なる世代が共に学んだり働いたりするイベントをつくることで対等な対話を促すことができるかと思います。繰り返しになりますが、世代間の対話を促すことでお互いに対する偏見の減少が期待できるが、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 偏見とか先入観当然あるんですが、そのあたりやっぱ対話、いろいろな人と交流することで、その人を知ることによりやはり軽減されていくのかなと思います。交流、コミュニケーションを重ねることで偏見の壁は我々も減少していくものではないかと考えております。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） ありがとうございます。

それでは、企業活動ですが、企業によってはエイジズムにとらわれない取組を既に始めているところもあります。持続可能な地域活動を推進するため、異なった切り口の考えやアイデアを得るためにも、地域役員やはたまた行政の各種委員など年齢にとらわれない登用も選択肢の一つではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） これ1個の事例なんですけど、令和2年度に自治基本条例の検証委員会を組織した際に、当時18歳の若い方が委員になっていただいたことがあります。その何で委員になったのとお聞きしたら、「小学校の頃に自治基本条例の出前授業を受けたことがあるから参加をしました」という形で手を挙げてくれたと言っておりました。そういったその際にいろんな会議の中での発言を聞いて、当時委員長を務めていただいております帝塚山大学の中川教授もその子の意見を聞いて、しっかりとした意見を持っており、若い世代の視点での意見をいただくことができよかったとその委員、若い委員を褒めていたというような事例があります。そういったような事例も踏まえ、行政の各種委員など社会が多様化してきているからこそ委員も多様な人材の登用が必要であると感じているところでございます。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） ありがとうございます。

既にここに市民を育てる教育がしっかりと根づき、芽吹いていたわけでありますね。

我が国は、年齢による上下関係を重んじる文化だと言われることも多いです。ミドルシニア層が学びがあるから会話をしたいと下の世代に対して考えていた場合でも、上の世代に教えるなんて生意気だと思われるのではないかと委縮してしまう若者もいるだろうと思います。そのため下

の世代が上の世代に教えるという仕組みを制度として導入している企業があります。リバーズメンタリングと呼ばれるその制度は、年上が年下に指導する一般的な役割を逆転させ、若い従業員が上層部を指導するというものであります。一般的なメンタリング制度の目的は、上の世代が業務の経験の浅い若い世代をサポートしアドバイスや教育を行うことで、若手の成長を促し戦力化を目指しています。本市の現状はいかがでしょう。

○議長（杉浦康憲） 秘書人事グループ。

○秘書人事G（野口恒夫） 本市におきましては、メンタリング制度、いわゆるメンター制度は採用しておりませんが、OJTや本市独自の制度である若手職員成長支援研修を実施しているところでございます。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） 若手職員成長支援研修の中身をちょっと拝見しておりますと、しっかりと若手職員の成長を支援していることがよく分かります。

では、反対にこのリバーズメンタリング制度の主な目的は、世代間の交流や組織内のスキルの底上げで、若手の知識や新しい視点を社内で共有することで組織内でイノベーションを起こすのが狙いであります。新しい価値観や最先端の知識を共有できる若手のリーダーシップ育成とモチベーションアップ、コミュニケーションの活性化、信頼関係の構築、さらにはエイジズムの解消につながると思いますが、本市の組織内ではどうお考えでしょうか。お願いします。

○議長（杉浦康憲） 秘書人事グループ。

○秘書人事G（野口恒夫） 若い職員の知識や考え方を取り入れることは大変有効であり、立場や世代を超えた交流を通じて新たな気づきを促すなど、職員力の向上に期待ができます。ただし運用方法については不明な点が多く、先進事例を参考に調査研究していきたいと考えております。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） ありがとうございます。

新しい制度でありますので、研究をちょっと深めていただきたいと思います。

今、市役所組織内のリバーズメンタリングの制度について少しお話しさせていただきましたが、実際、行政と市民の間でリバーズメンタリング制度を行っているところがあります。こちら福岡県古賀市であります。高校生がメンターとして市長の相談役となって政策提言をするリバーズメンタリング制度を取り入れています。これまでの常識にとらわれない自由で斬新な発想で市長に直接アドバイスをして、若者の声を政策に反映させています。

では、本市ですが、本市においては、先ほども紹介しましたが市民意識調査の設問で、「持っている知識・技能・体験を他の人に教えたり、伝えたりしたことはありますか？」に対し、ちょっと年代を絞って、40代以下の全ての世代は4割が「はい」と答えていることに呼応しまして、市民予算枠や高浜市こども・若者大家族会議などの事業を進めてみえます。では、この先若者の

政策についての今後の展望を教えてください。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 若者施策を通じて私どもが目指していることは、まちのことに若者に積極的に関わっていただき、自分のまちを好きになってもらいたい、そういったところが目指しているところでございます。そのためには、従来だとやっぱり何か考えるときには会議をやってワークショップやって、そういったような感じがあったんですが、そういったことにとらわれず、そういった従来からの凝り固まったやり方ではなく、楽しい、そういったところを通じて若者が自ら参加したくなるような仕掛けを常に考えていかないと、なかなか厳しいような感じになってきているかなと感じております。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） ありがとうございます。

まちを好きになる、そしてそこからまちで実現するに発展できるとよいかと思います。若者が実行するなど主体的に取り組むことができるよう、そして楽しく取り組むことができるようお願いいたします。

長年若者の政治への参加意識の低さが問題となっております。次世代を担う子供たちの政治に関するリテラシーを育む必要があることから、主権者教育は1つのキーワードとしてクローズアップされています。地域組織内でリバースメンタリングを実現するためには、子供たちや若者がまちづくりに関心を持ち、それを自分事として考えた上で主体的に参加するための主権者教育や先般の「地域を支える団体のこれからを考える」において、座長の中川幾郎先生が唱えてみえた世間様教育などを取り入れてみてはと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 企画部長。

○企画部長（木村忠好） 中川先生がおっしゃられました世間様教育、コミュニティー教育につきましては、今後のまちづくりには非常に重要であるというふうに感じております。そうした考え方の裾野を広げていきたいということから、荒川議員から提案がありましたまちづくりに関わる研修会を昨年度と今年度と実施しているというような状況でございます。その思いを次世代を担う子供たちにどうしたら伝えていけるのか、その学びの機会の創出につきましては、今後引き続き検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございます。

ぜひとも今後、学びの機会の創出につなげていただきたいと思います。

私たち一人一人が自分の中にあるアンコンシャスバイアスに気づき、それを克服する努力が必要であります。若い世代は年長者の経験や知恵から学び、年長者は若者の新しい視点や技術を受け入れる、そうした相互の理解と尊重の姿勢がエイジズムを超えた社会の実現につながるのです。

年齢の多様性を尊重し、世代間の協力を促進することでより創造的で活力に満ちた地域社会を実現できる可能性があります。年齢の多様性を尊重することは単に公平性を確保するだけではなく、社会全体の活力と創造性を高めることにつながります。それぞれの年代が持つユニークな視点や能力を生かし、世代を超えて協力し合うことでより豊かで持続可能な地域社会を築くことができると考えます。

では、しかしそこに加わるのが難しいケースがあります。はたまた社会問題の一つとなっております無戸籍者問題であります。私たちの多くが当たり前のように持っている戸籍、しかし我が国には自分自身の戸籍が存在しない無戸籍の人たちがいます。様々な事情から無戸籍となった人たちは、パスポートや保険証の発行など行政サービスの利用に困難を抱えます。また、身分証明のハードルの高さから民間サービスの利用や就労もスムーズに行えない場合もあります。

戸籍とは人の出生から死亡に至るまでの親族関係を登録公証するもので、日本国民について編製され、日本国籍をも公証する唯一の制度であります。無戸籍者とは戸籍を有しない人のことを指します。我が国では戸籍法第49条で出生から14日以内に届出をしなければならないことが原則として定められています。親が出生届を提出できないケースや出生届を市区町村が不受理というケースなど様々な事情でプロセスが完了されず、生まれた子供の戸籍への掲載が行われないとその子は無戸籍状態となるのです。我が国には約1万人の無戸籍者がいると言われています。この数字は推定に過ぎず、実際はもっといるのではないかと考えられています。そこで、本市において無戸籍者は存在していますでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（神谷直子） 市内に無戸籍者がいることは把握しております。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） ありがとうございます。

やっぱりいますね。

では、その無戸籍者をどのように把握しましたでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（神谷直子） 各種相談を受ける中で把握しております。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） 相談を受けられているということではありますが、この無戸籍によりいろいろと不利益を被ることが多いのではないかと思います。一般的にぴんと来るのが教育、それから福祉、医療等に関しての困難があるかと思いますが、どのような困難が生ずるのか、お願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 教育長。

○教育長（岡本竜生） 戸籍や住民票の有無にかかわらず就学対象年齢の児童・生徒が高浜市内

に居住しているときは就学の手続を進めます。ただ、無戸籍であるために把握、確認が遅れ、就学に影響を及ぼす可能性はあると考えます。

○議長（杉浦康憲） 地域福祉グループ。

○地域福祉G（東條光穂） 福祉の分野におきましても、居住実態が把握できなければ母子保健、児童扶養手当、生活保護といった行政サービスを受けることはできませんが、居住している実態を確認できれば母子健康手帳の交付であったり、保健指導や訪問指導、そして健康診査等の対象になります。また、児童扶養手当や障害児福祉手当などの支給対象となることもできます。

なお、居住実態や家庭状況の確認には時間を要しますので、迅速な支援につながらないということは考えられます。そのため地域の見守り役である民生児童委員や福祉関係機関と緊密に連携し、いち早く実態把握できる体制づくりに努めております。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） ありがとうございます。

やはり実態を把握するというのが一番大切ではないかということはよく理解できました。

このほかにどのような困難が生じるのか、教えてください。

○議長（杉浦康憲） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（神谷直子） そのほかにも幾つかございます。例えば遺族相続ができない、マイナンバーカードを取得できない、運転免許証やパスポートを取得できない、家を借りることができない、選挙権を行使できない、就職や進学、婚姻の届出に不便を強いられることなどが挙げられます。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） なかなか行政サービス受けるのも非常に困難が生じるところでありますが、しかし無戸籍の状態でも一定の条件を満たせば住民票をつくることのできる場合があると聞きます。また、事情があつて出生届が出せなくても行政サービスは受けられるものもあるようですが、本市においてはこちらについてどのような対応をしているのか、教えてください。

○議長（杉浦康憲） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（神谷直子） 初めに、無戸籍者の住民票への記載についてお答えいたします。

出生した子について住民票の記載がされるためには、戸籍法に基づく出生届が受理されていることが必要です。しかし、出生届がされていない場合であっても、親子関係の存在確認や強制認知等、外形的にその身分関係を確定するための手続を行い、当該手続が行われていることの資料等を届け出ることにより、申出内容を審査の上、適当と認める場合に職権でその子の住民票を記載することができます。

次に、戸籍に記載される前であっても受けることができる行政サービスとして、一定要件の下、小・中学校への就学、各種健康診査、児童手当、児童扶養手当などの受給が可能となります。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） ありがとうございます。

様々な子供を取り巻く条件というような環境において対応できるものが多々あるということがよく確認できました。

では、この無戸籍となる要因ですが、民法第772条による嫡出推定、通称離婚後300日問題、親自身の都合、自身が無戸籍であったり困難な状況での出産など、また一定の条件下における外国籍の親の出産、両親不明、身元不明人などが挙げられますが、令和6年4月1日より施行された改正民法により、女性の離婚後100日間の再婚禁止期間が廃止されました。それに伴い離婚後300日以内に生まれた子供も再婚した夫の子と推定されるようになりました。この民法改正による嫡出推定規定の見直しの概要につきまして詳しく教えてください。

○議長（杉浦康憲） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（神谷直子） 今回の嫡出推定に関する規定の見直しは、無戸籍問題、特に離婚後300日問題の解消が主な目的となります。改正前の民法においては、母が元夫との離婚後300日以内に子を出産した場合、母が再婚したか否かに関係なくその子は元夫の子と推定されるため、元夫を父、妻を母として子が元夫の戸籍に記載されておりました。そこで、元夫以外の者との間の子を出産した女性が、戸籍上その子が元夫の子と記載されることを避けるために出生届を提出しないことにより、戸籍に記載されない子が存在するという問題がありました。この問題を解消するため、改正後の民法では、離婚後300日以内に出生した子であっても、子の出生前に母が元夫以外の男性と再婚した場合には再婚後の夫の子と推定されることとなりました。

次に、嫡出否認制度について、改正前は元夫のみが子またはその母を相手方として家庭裁判所に嫡出否認の調停を申し立てることができ、嫡出否認の調停を申し立てることができる期間は子の出生した日から1年以内に限られていました。改正後は、子及びその母も嫡出否認の調停を申し立てることができるようになり、申し立てることができる期間が原則として子の出生を知った時から3年以内に伸長されております。また、女性の離婚後100日間の再婚禁止期間が廃止されております。

以上でございます。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） ありがとうございます。

新年度に入り、この今説明いただきましたが改正民法の適用を受けた届出はありましたでしょうか。また、令和6年4月1日より以前の出生者は改正前の民法が完全に適用されてしまうということで処理されてしまうのか、お願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（神谷直子） 改正民法の適用を受けた離婚後100日以内の婚姻届の届出はござい

ました。

次に、令和6年4月1日より前に生まれた子については、基本的に改正前の民法が適用されます。ただし、嫡出否認制度については、令和6年4月1日より前に生まれた子及びその母であっても令和6年4月1日から1年間に限り、嫡出否認の調停を申し立てることができることとされております。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） ありがとうございます。

少し特例措置があったというところでありますね。

無戸籍の認知度は少しずつ上がってはいますがまだまだであり、出生届の重要性、戸籍制度の仕組み、それによって苦しんでいる人はいるということを伝えていかなければなりません。さらなる解決と周知を図るための無戸籍者の相談体制の確立、制度の周知などを図る必要があると考えますが、どのような方策をお考えでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（神谷直子） 無戸籍相談については、法務局や弁護士会、戸籍窓口などで随時受け付けており、市のホームページや広報誌などで周知に努めているところでございます。本年11月1日号の市の広報では、「戸籍に記載されていない方へ～一人で悩まないで、まず相談を～」のタイトルで相談についての御案内をしております。本人からの申出、あるいは相談などがないと無戸籍の方の把握ができないのが現状でございます。今後も各種相談等を通じ、相談があった場合には速やかに対応してまいります。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） ありがとうございます。

なかなか行政側から無戸籍者を把握することは、当事者からの相談や申出がない限り非常に困難であることがよく分かります。しかし出生届を出さなかったことで子供は日常生活に大きな支障を来します。どんな事情があるにせよ子供がその悪影響を一番に受けてしまうというのを防がなければなりません。多くの人がこの事実と民法改正を知り、相互理解と尊重の姿勢を持ち、世代を超えて協力し合うことでより豊かで持続可能な地域社会を築くことができる取組をお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（杉浦康憲） 暫時休憩します。再開は11時10分。

午前11時01分休憩

午前11時10分再開

○議長（杉浦康憲） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番、倉田利奈議員。一つ、ごみ焼却施設について、一つ、市有財産のあり方について、

一つ、高浜市総合サービス株式会社との関わりについて、以上3問についての質問を許します。

13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） では、まずごみ焼却施設について伺ってまいります。

ごみ焼却施設クリーンセンター衣浦は建設から29年が経過し、老朽化が進んでいます。当初は2039年に安城市と広域ごみ処理を行うことが計画されていました。しかし、この計画が破綻したことでクリーンセンターの今後の在り方について計画の見直しが必要になりました。そんな中、昨年6月2日、碧南市の前市長が中部電力株式会社と協定を結び、両市のごみ処理を中電が建設するごみ焼却施設に委託する計画が浮上いたしました。協定では、両市の市民が排出する一般廃棄物だけでなく、産業廃棄物も一緒に焼却する巨大な施設になることが判明しました。令和6年9月25日に碧南市議会協議会において、先ほど申し上げた協定の検討結果が報告されました。検討結果についてももちろん高浜市も受け取ったと思いますが、受け取ったのであればいつものような形で受け取ったのでしょうか、お答えください。

○議長（杉浦康憲） 経済環境グループ。

○経済環境G（島口 靖） 検討結果でございますが、本年10月に碧南市さんのほうから提出されました今後の廃棄物処理の在り方に関する協議についての依頼書に併せて提案書のほうも提出されてございました。ただこの内容につきましては、碧南市と中部電力との協定に基づく内容でございますので、ちょっとお答えする立場ではございません。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） いや、この連携協定に関することって連携協定結びましたよって令和5年の6月8日に高浜市の全員協議会で御報告がございました。御報告があったのであれば、やはり検討の内容については答えていただかなければなりませんので、お答えください。

○議長（杉浦康憲） 経済環境グループ。

○経済環境G（島口 靖） 答弁が重複いたしますが、この協定につきましては碧南市さんと中部電力さんとの協定に基づくものでございまして、お答えする立場ではございません。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 6月8日の全員協議会、議長が何ておっしゃったかという、高浜市、衛生組合のほうと一緒に碧南市と合同でやっておりますので、今後関係がある、そういう理由によって御報告いただいたにもかかわらず、検討結果については内容をお答えしない、非常に私これ問題だと思います。市長どうですか、これ検討結果、市長見ていると思いますので、検討結果どのように受け止めているか、私、市長本人のお口からお言葉でお聞きしたいと思いますので、昨日も市長、ほかの議員から質問があったときに誠実にお答えになっておりましたので、ぜひ市長のほうからお答えいただきたいと思います。

○議長（杉浦康憲） 副市長。

○副市長（深谷直弘） 今、碧南市さんが中部電力と協定を結ばれた件について、高浜市は頂いておるんじゃないかと、先ほど経済環境グループのリーダーが答弁したとおりでございます。10月の日に私ども依頼書とともに一緒に書面でその検討されたというのか中部電力さんが碧南市さんにお出しになったものを頂いております。中身を、ちょっとそういう御質問ですのでお答えをしますと、4章からその検討結果の内容は書かれておりまして、まず1章では、2市の環境廃棄物行政の現状と方向性についてまとめられており、2章では、在りたい施設像の検討ですか、地域バイオマスの有効活用というようなふうでタイトルがついております。3章については、地域バイオマス由来の再エネの活用で、4章については、今後の施設整備に向けてということでもまとめというようなくくりになっております。この中身について私どもが中電といわゆる碧南市さんがやられたことなんで、その中身について私どもがどうこうということは御説明をしたりだとか、それに対する御意見をこの場で申し述べるということは、お答えについては差し控えさせていただくということでございます。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 4の先ほどおっしゃった今後の施設整備に向けてということで書かれている内容、これ多分市長しっかりここ一番大事なところなんですけれども読まれているかと思うんですけれども、その部分に対して市長の御意見ないですかね。市長、衛生組合の副管理者でもありますので、これ非常に大事だと思います。高浜市が今後のごみ焼却施設についてどうしていくか、市としての見解をじゃこの協定に向けた検討結果についてどのように判断されたのか、どのように評価されているのか、そのあたりもお答えにならないということでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 副市長。

○副市長（深谷直弘） まず、今、副管理者というふうで申されましたけれども、副管理者、私でございます。

今、第4章のところで今後施設整備に向けてのまとめの部分为先ほど私紹介しましたけれども、これに対して今の段階で私どもがこれを受けてどうこうということは申し上げる段階にないと思います。衣浦衛生組合の議会のほうでも4案が示されて、それに基づいて両市で協議をしていこうという形で先ほど経済環境のグループリーダーが10月4日にいわゆる碧南市さんから依頼書を受け取ったよということで、それについての協議の途上ですので、この中身について私どもが今の段階であだこうだというようなことはコメントはできません。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） この検討結果、実は私ちょっと碧南のほうから頂いたんですけれども、やはり高浜市とこういうところについて協議していくということが書かれているんですよ。すごい重要なことだと思います。それをやはりこの検討結果を高浜市議会にも御報告がない。今の話だと議会にもこういう協定結びましたという報告があったにもかかわらず、検討結果についても

議会にも報告をしないということによろしいのでしょうか。そういう形でしょうか。

○議長（杉浦康憲） 副市長。

○副市長（深谷直弘） 高浜市は協定は結んでおりません、中電とは。何度も言いますけれども、今の段階で今検討しようというふうにスタートラインに乗ってそれぞれ両市で協議を始めておる段階でこの中身に対して様々な整備に向けていろいろ次期の施設の在り方、それから公民連携の在り方と書いてあります。これはあくまでも中電さんと碧南市さんが協定を結ばれてこういったものが出てきただけであって、私どもがこれに対してコメントをするだとか、まず今おっしゃったように市議会にまだお話をする段階ではないというふうに考えていますので、わざわざ報告もしていないということです。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 碧南市さんがじゃ民営化、中電かどうかは別としたとしても、民設民営の場合どのような状況になっているのかということは、碧南の議員は報告もいただいて勉強できていると思うんですけども、高浜市ではそれが報告されずに非常に残念に思いますし、この間、高浜市も中電を交えて、前も言いました碧南市、高浜市、中電、それから衛生組合で4者で協議しているじゃないですか。協議している中でこの報告書が別だというんだったら別でも結構ですけども、やはりこれ高浜市の今後のごみ焼却施設に大きく関わってくる問題ですので、私は報告すべきかと思います。

では、中電からの検討結果を受けまして碧南市と協議を行っているかと思いますが、協議の申入れがあった内容について具体的にお聞きしたいと思います。どのような協議の申入れがあったのでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 経済環境グループ。

○経済環境G（島口 靖） 依頼内容といたしましては3点。1点目は、クリーンセンター衣浦整備構想に掲げる4案を基に方向性を決定、2点目は、同構想に掲げる新設案を選択した場合には候補地の選定、3つ目は、公設、民設等の運営方針の決定、この3つを今後協議していくという依頼でございます。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 現在のクリーンセンター、令和6年度から令和8年度に行われる予定であった大規模改修が遅れておりますが、この改修が終わったとしても10年後には次の施設が稼働できるようにしていく必要があります。結局あと10年ぐらいしかもたないということなので、その大規模改修をしたとしても。速やかに本当これ計画進めなければなりません。特に新たな場所に新設する場合は、環境アセスメントなど多くの課題をクリアする必要があることから、10年という時間は決して余裕のある日程ではありません。むしろぎりぎりであると考えます。先ほどから公表しませんとおっしゃっているこの碧南市と中電の検討結果の資料を見ますと、施設更新の想

定スケジュールでは、令和8年度から令和12年度に環境アセスメント、これ環境アセスメントというのは、そこにクリーンセンターを設置したことによる環境によるいわゆる影響がどうであるかということを調査する必要があるんですよ。それが環境アセスメントになるんですが、それが令和8年度から令和12年度、それから令和14年度から令和17年度が建設工事となっております。これ以前、碧南市が中電と一緒に愛知県に打合せに行かれたとき、愛知県はどういうふうにおっしゃっているかという、アセスメント、これ通常7年から8年必要と言っているんですね。7年から8年必要と言っているんだけど、今回のこの検討結果が8年から12年、5年間でこれ計画されております。非常にちょっとタイトなスケジュールになっているんですね。そういうことはもう早急にいろいろ進めていかなきゃならないんですけれども、先ほど申しました候補地の選定、ごみ処理の方式、運営の主体など今後どのようなスケジュールとしていく予定でありますか、教えてください。

○議長（杉浦康憲） 経済環境グループ。

○経済環境G（島口 靖） スケジュールの御質問でございますが、具体的にいつというところはちょっとお答えすることはできませんが、先ほど言ったこの3点というものを順に碧南市さんと協議をしていくという形で考えてございます。ただ、この内容につきましては、様々な要素、流動的な要素もございますので、そこら辺を踏まえて今後碧南市さんと協議をしていきたいというふうに考えております。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 今、いつということはお答えできないとか流動的だということなんですけれども、いずれであっても計画はこれきちんとつくらなきゃいけないですよ、スケジュールは。先ほど言っているように私これ10年という、本当にこれ難しいと思います、非常に。ただ時間がありません。これ示すべきだと思うんですけれども、これ先ほどから、いや、公表しませんよ、中電と碧南市との関係だから高浜関係ないから示しませんよということなんですけれども、これ施設更新の想定スケジュール、この検討結果示されているんですけれども、これとは違うスケジュールを考えてみえるということなんですか、どうなんですか。

○議長（杉浦康憲） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） 議員おっしゃるとおり時間的な余裕がありませんのは両市とも共有をしております、一方で市民生活に直結しますという非常に重要な施設の検討になりますので、しっかりと議論、協議していくということも必要になります。その中で現時点においては、新設するかどうかは分からないけれども、候補地、新設の場合に備えて候補地を今いろいろ検討しておるという状況でございますので、時間的な余裕がないということで前向きに進めているという現状、一步一步でも積み上げないとそう簡単にごみ処理施設について決定できるという状況にはないということは御理解いただきたいと思います。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 今、部長がおっしゃったように非常に市民生活に大事な施設ですね。ごみ処理施設なくなっちゃったら本当に困ると思います。そういう意味でも今一步一步というふうにおっしゃったんですけれども、やはりお尻を決めていなければきちんとやはりなかなか進めずだらだら行く、そういうことになりかねないので、やはりこれスケジュールしっかり示すべきだと思うんですけれども、市長。これできるだけ早く示して、議会、そして市民に御報告いただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（杉浦康憲） 副市長。

○副市長（深谷直弘） 今いろいろと御心配をいただいて、スケジュールのお話が出ておりますが、そのスケジュールにつきましても先ほど部長答弁しましたように、やっぱりスタートって一応大事なことなんですよね。そのスタートをしくじると本当にその事業自体が本当に全体に本当にいい方向に進むのかということもあります。先ほど今議員おっしゃったように市民にとって重要なことですよと言って何度もおっしゃられておりますので、そういう部分ではきちんとそこを見極めて、両市に調整を取りまして、スケジュールについてもしかるべきときにはきちんとお示しをさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 私が視察を行った自治体のごみ焼却施設では、ごみ焼却施設に特化した専門家や大学の先生が入り、環境面、コスト面、安全面などあらゆる方向から研究、協議を行って最終案を決めてきております。いいですか、市長、お話ししても。

やはりこれいろんな今方式がございます。この間、衛生組合から示された方式についてもストーカ式とかメタンガスとかいろいろ出ております。ぱっとそれ聞いても皆さんなかなか理解できませんよね、専門家ではないので。やはりこれはそういった専門家を交えた第三者委員会の立ち上げが必須であると考えますが、いつ頃立ち上げを考えていらっしゃるか、教えてください。

○議長（杉浦康憲） 経済環境グループ。

○経済環境G（島口 靖） 運営方針、こちらのほうにつきましては、やはり今後碧南市のほうと協議を行い、必要に応じて専門家の意見も踏まえ決めていきたいというふうに考えております。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） これ早急に第三者委員会立ち上げないといけないと思うんですね。立ち上げるといってもまずどういった専門家がいるのかから研究し、どういった方が高浜市にとってふさわしいかということをもまず調査しなきゃいけないですよ。それについてもすごく時間かかると思うので早急にやらなければいけないと思います。

それから、やはり第三者委員会の立ち上げも必須なんですけれども、やはりこれごみの焼却施設、これ伴うプールや浴場、リサイクルプラザ、こちらについてもやはり併せて考えていかなければ

ればなりません。市民目線での意見や要望が実現されていくためにもいわゆる自治基本条例の第4条、市民参画の機会を保障し、市民の意見を反映した市政運営、これはどのように参画保障していただけるのか、教えてください。

○議長（杉浦康憲） 副市長。

○副市長（深谷直弘） いろいろおっしゃっておられますけれども、そういったところも含めて、先ほども申し上げましたようにスケジュールもまだ示していないわけですね。スケジュール当然示すということになれば、どの段階でこういったものを立ち上げて、こういった組織でどういふふうに検討していくかということも併せてお話をしていくという形になると思いますので、その部分できちんとお話をさせていただきたいと思います。

○議長（杉浦康憲） 経済環境グループ、何かあれば。いいですか。

13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） あまりにも遅いなと思っております。

現時点で候補地の基準、選定基準、これどのように考えているのか、高浜市としての御意見を願います。

○議長（杉浦康憲） 経済環境グループ。

○経済環境G（島口 靖） まず、現段階においては、候補地ではなく可能性のあるエリアを特定した状況でございます。今後諸条件を整理して、正式に碧南市とも協議しながら候補地として決定する予定でございます。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） これ、多分候補地の話も出ていると思うんですけども、可能性のあるエリアということですけども、その選定基準、基準を今お聞きしているんですが、そういったものはないんでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 経済環境グループ。

○経済環境G（島口 靖） 本市においてこの可能性のあるエリアというところは、実は高浜市の都市計画マスタープランの中において新工業用地に位置づけられた箇所の可能性のあるエリアを特定のほうをしております。

○議長（杉浦康憲） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） 選定基準ということで行きますと、国のほうから示されている内容で行きますと土地の利用の状況、現況の土地の利用の状況、防災面で行きますと活断層だとか浸水の想定、液状化の可能性、生活環境で行きますと民家、集落との距離、周辺状況で行きますと騒音、振動、悪臭対策、合意形成で行きますとやはり地権者等との関係、地元の理解、あと経済性、施設整備費、建物以外の費用だとか土地の造成の費用だとか、そういうことを勘案して選定することで行きますが、まだ正式にはこれは前回碧南市さんと協議した内容でございます、

この選定基準に基づいて、選定基準を決定して、これから候補地を選定していきたいというふうに考えております。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） では、新設の場合、単純焼却、ストーカ式と、メタンガスプラス焼却コンバイン方式のこの選択について、どのような基準により選定していこうと考えているのか教えてください。

○議長（杉浦康憲） 経済環境グループ。

○経済環境G（島口 靖） 先ほどの方式につきましては、現在はストーカ式でございますけれども、こちらのほうの方式につきましては、新設案の方式もございますものですから、ですので今後構想に掲げた4つの案、こちらのほうの方向性を決める中で検討していきたいというふうに考えております。

○議長（杉浦康憲） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） 新設の場合に限って今言いますけれども、ストーカ式とかメタンガス方式という言葉でございましたが、やはり経済性ですよね、処理費用が幾らかかるのか、あと環境性、カーボンニュートラルに資するかどうか、社会性がどうなのかといった多面的な検討、観点から今後検討を進めていくということになります。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 時間がなかなかないので、さきの9月議会において、高浜市の市民部長、経済環境グループリーダー及び主幹が碧南市の職員とともに中電の職員と協議を行っていることをお話しいたしました。この協議について、官製談合になるのではないかという私の発言に対し、市長はそこにおるだけですと答弁されました。入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律、これいわゆる談合防止法と言われるものの、これの第2条第5項には、入札談合等関与行為について示されており、2号には契約の相手方となるべき者をあらかじめ指名することその他特定の者を契約の相手方となるべき者として希望する旨の意向をあらかじめ教示し、又は示唆することとなっています。今回、中電という一企業と協議をしていることから、既にこの法律に抵触しているのではないかと考えます。この法律に基づいた見解をお聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） 前回の議会のときからそうですけれども、現時点では何も決まっていない、公民連携の在り方について提案をいただいた程度で、今様々な選択肢についてゼロベースで考えていくというこの段階におきまして、そのいろんな方式を業者に聞くなんていうことは当たり前前の話でございまして、その中電さんに限らずいろんな選択を考える中でいろんな専門知識を持ってみえる方にいろんなことを聞いていって、市民の皆さんにとってよりいい施設をつくり

上げていくというそもそも論がまず違っている。現状のまず先ほど何も決まっていなと言いましたけれども、もう官製談合とかそういうような言葉をこういう公の場で出すというのは、私たちはいかなものかなというふうに考えておりますし、今後のごみ処理施設の選定等につきましては、もちろん競争性や透明性を高くして公正、公平性が確保されるように手続をしっかりと進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 競争性や透明性というお話が今出ました。今出ましたけれども、例えば昨年、令和5年4月19日、愛知県に碧南市と中電が打合せに行っているんですよね。そこですごく中電がやる場合のごみ処理能力とかも含めてもう打合せされております。先ほど言っているようにいろんなところ行って話を聞くとかいうレベルじゃないんですよ、今やってみえることが碧南市さん。これ本当に私危ないと思っています。

それから、民間のごみ焼却施設、これ中電に限らず民間に先ほど中電のやり方のように委託するという形では、焼却するごみについてこれどこから来るごみなのか、どのような種類のごみなのか、市は制限することができないと考えます。これ中電さんのこの資料見ると、中電さん県外からも来る可能性ありますよと言っているんですよね。中電は産業廃棄物を焼却する施設を計画していることから、これ放射性物質を含んだごみの搬入も考えられないことはないんですよね。ずっとこの間、2号地グラウンドでということですずっと県のほうに交渉なり相談に行っているんですけども、例えば碧南市の2号地多目的グラウンドに建設されれば、どのようなごみを積載しているか分からないトラックが現在4車線化を進めている国道419号を横行し不安であるという声も上がっております。また、民間に委託した場合、委託料について契約当初は適正な金額であったとしても、物価高騰などにより委託料の増額容易に考えられます。これ県も言っているんですね。県も、民間委託、利益重視ですよとか今後どうなるんですかということをすごく懸念しております。

現在、高浜市では学校のプール授業民間に委託している学校もあります。今後その費用があまりにも高額になった場合、プール授業を状況によっては取りやめることは不可能ではないですよ。しかし、ごみの処理については、処理費が高額になった場合どうするのでしょうか。やはり自前の焼却施設がなければ高額な費用を払い続けることになる可能性もあります。私は、こうした点においても自治体が自ら建設し管理する焼却施設が必須であると考えますが、市の見解、どうか市長、お聞かせいただけませんか。

○議長（杉浦康憲） 副市長。

○副市長（深谷直弘） 今、あたかももう施設が2号地に決まって中電さんがやるというような持論というか御自身のお考えをる述べられましたけれども、全くまだ何も決まっていない。先ほども私、答弁で申し上げましたけれども、今から組合で決まった構想4案が出てきて、そこに

についてそれぞれ碧南市から依頼を受けて、私どももその依頼に対して協議の途上について今から検討していきますよというお話をしているんですので、どうなったらどうなったらでそこに1個1個答える今段階ではありませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） ぜひとも私が先ほど申し上げた件についても検討内容としてしっかり検討していただき、お答えを今後いただきたいと思います。

〔「議長、市長」と呼ぶ者あり〕

○13番（倉田利奈） 今まで質問しているんですけどもよろしいですか。

〔「今の質問の……ですよね」と呼ぶ者あり〕

○13番（倉田利奈） 今、私が今当てられているんですけどもよろしいでしょうか。
議長、どうしますか。

○議長（杉浦康憲） 市長、じゃ発言が終わってから。

○13番（倉田利奈） 公共施設及び市が所有する土地、市が借りた土地について、個人または団体、または事業所などが使用するに当たり、適切な手続きができていないもの、または許可は出しているが本来徴収しなければならない使用料の徴収ができていないところについてお答えいただきたいと思います。また、9月議会以降、適切な適正な手続きを行ったり、使用料の徴収を行ったりしたところについても併せてお答えいただきたいと思います。詳細については後でお伺いしますので、まずはその場所と使用していた団体についてお答えください。

○議長（杉浦康憲） 議題がちょっと次に行ってしまいましたんで戻ってしまいます。いいですか。

じゃ、答弁求めます。

財務グループ。

○財務G（本多征樹） お答えいたします。

市が所有している土地ということでお答えいたしますけれども、財務グループが管理しております普通財産で申し上げますと、湯山町地内の土地におきまして、近隣の住民の方によって農作物が作られている状況にあることを承知しているところでございます。

以上です。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 9月議会以降手続というところで、南部まちづくり協議会が所有する木造建物、こちらにつきまして行政財産の目的外使用の申請を受理して処理をしているというところがございます。こちら無償です。あと同様に南部ふれあいプラザの敷地内にNPO法人のりのりフットワークが所有する木造建物、こちらについても行政財産の目的外使用というような形で申請をいただき、許可の手続をしているというところがございます、こちらは有償で許可

をしているというようなところがございます。

○議長（杉浦康憲） 土木グループ。

○土木G（清水 健） 土木グループが管理しています水路用地、場所は県営葭池住宅北に農作物等が作られていることは把握しております。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） まず、女性文化センターの事務室を文化協会さんが使ってみえるというところで、現在、文化協会の方と協議をしているというところがございます。あとシルバー北駐車場の中の市有地について、シルバー人材センターが倉庫を設置されているというところについてもシルバー人材センターと現在協議を進めているというところがございます。

○議長（杉浦康憲） 経済環境グループ。

○経済環境G（島口 靖） 高取農業センターの敷地内に町内会の防災倉庫が設置してある、この手続をしてございます。こちらは無償でございます。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 今いろいろ出していただいたんですけれども、適切な手続や使用料の徴収ができていないところについて、それぞれいつからそのような状態となっているのかというのが1つ目の質問と、2つ目として、またその原因についてお聞かせいただきたい。それから、3つ目については、今後の措置について、今協議を進めているというお話があったんですけれども、いつまでにこれ決着されるのか、どのように契約を結ぶのか、有償、無償、お答えいただきたいと思います。

○議長（杉浦康憲） 財務グループ。

○財務G（本多征樹） お答えいたします。

財務グループの管理する土地について申し上げますと、いつから農作物が作られているかについては承知をしていないところがございます。

なお、今後の予定といたしましては、この土地の農作物の耕作されている方に対しては早急に撤去していただく必要がある旨を説明させていただく予定をしているところがございます。

以上です。

○議長（杉浦康憲） 土木グループ。

○土木G（清水 健） 県営葭池住宅の北の水路用地に農作物が作られているということで、いつから誰が農作物を作っているかについては把握できておりません。今現在、農作物等早急に撤去していただく方向で調整を行っております。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） まず、女性文化センターにおける文化協会の事務室の一角を使用している件につきましては、女性文化センターが平成7年の4月にオープンしておりますがそ

のときから使っているというふうで承知をしております。シルバー人材センターの市有地における倉庫の設置ですけれども、はっきりしたこととかはなかなか把握し切れていない部分はあるんですが、平成5年頃に1棟少なくともあったのではないかと、平成14年頃から3棟あり、現在に至っているのではないかとというふうに今調査のほうをしております。

今後の対応につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

○議長（杉浦康憲） 経済環境グループ。

○経済環境G（島口 靖） 農業センターの防災倉庫の件でございますが、ちょっとこれいつにつきましてはちょっと不明でございますが、現在手続中でございますが、現在手続のほうを進めております。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 南部まちづくり協議会が所有する木造建物につきましては、平成21年のときにハード整備事業交付金を活用し建築がされたと把握をしておりますが、その提案書の中で一部協議が済んでいるというような記載がありましたので、それを基に設置を許可してきたのかなというようなところがございまして、そこら辺調整をし今年度、直近ですが行政財産の目的外使用という形で申請をいただき、無償という形で許可をしっかりとした手続をしているというところがございまして。

あとNPO法人のりのりフットワークが所有する木造建物ですが、こちらにつきましては平成25年の11月にそういう建物を建てるよという協議がなされておまして、その協議書をもって承諾をしておったのかなというようなところがございまして。ただ、これも先ほどの南部まちづくり協議会の木造建物の申請と併せて、直近で行政財産の目的外使用というような形でしっかりと申請をいただくという形で調整ができましたので、申請いただき有償で許可というような形で処理をしております。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 先ほど湯山町の農作物とか葭池住宅の北の農作物とあるんですけれども、これ市民の方から農作物については以前指導が入ったことがあると聞いたことがあるんですけれども、その状況についてはどうなのでしょう。

○議長（杉浦康憲） 土木グループ。

○土木G（清水 健） 県営葭池住宅の北の水路用地に作られている農作物については、現在まで指導のほうは行っておりません。

○議長（杉浦康憲） 財務グループ。

○財務G（本多征樹） 湯山町地内の土地におきましても指導等はしていないところでございます。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） すみません、先ほど私、途中の話だけしちゃってきちんと建物についても言っていたきたいんですけれども、土地、建物含めてもうこれ以上ないというお話でよろしいですか。これ一斉的に調査しますという話だったんですけれども、よろしいですか。

○議長（杉浦康憲） 地域福祉グループ。

○地域福祉G（東條光穂） いきいき広場2階にありますショールームについて、エヌ・エフ・ユーさんに今お貸ししております。行政財産の目的外使用ということで無償でお貸ししております。時期としましては平成8年の4月にいきいき広場にショールームをオープンしておりますので、そのときから使っていただいているという状況です。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） では、例えば農業センター、今無償でということだったんですけれども、これ公有財産の、高浜市公有財産事務取扱規則の第13条の第5号によると、前項に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたときということになっておりまして、これ、非常に必要と認めたとき以外のものについては厳しくなっているんですね。実際私のところにも高齢者の方が高齢者施設の機能移転に伴い、公共施設に移動してくださいということになった場合、自分たちが使っているものについてはその公共施設に置かしてほしいということを書いたらお断りをされた。やはり公共施設、土地、市民皆さんのものですからやはりルールにのっとってそれはやはり手続きをしなければいけないと思うんですけれども、結局この公有財産取扱規則の第13条の第5号、これに必要と認めたときの要綱、これ定められていると思うんですよね。特にこれ高浜市の行政手続条例第5条、これ見ていただくと分かるんですけれども、逆にこれ定められていないといけないと思うんですけれども、もしくはこれ第5条を見ると公にしないといけないということ書かれているんですけれども、今どのようになっているんでしょうか。どういったところが、これ基準がないといけないですよね。どこは有償、どこは無償というものが基準がないといけないんですけれども、その点について教えてください。

○議長（杉浦康憲） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 今、公有財産の事務取扱規則の第13条のことを言われました。今こちらの総務部としても行政財産事務取扱規則の行政財産の目的外使用の許可のところ、少しちょっと見直そうというふうに考えておりますので、そういうふうな形でちょっと今後改正を図ってきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 先ほどから申し上げているこの行政手続条例の第5条を見ますと、これ当該申請の提出をされている機関の事務所における備付け、その他の適当な方法によりこの審査基準、だからどこの団体だったら無償でどこが有償なのか、どこは許可するけれどもどこは許可しないか、これについて公にしておかなければならないとなっているんですけれども、今の段階で

これ公にはなっていないということでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 行政手続上の処理基準のものについては、各グループにおいて定めてはおるんですが、ちょっと今そこのこの第5号のところがどういうに定めているかのちょっと資料今ここに持っていませんので、また後ほど確認したいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 誰がよくって誰が駄目なのか、どういう会社がよくてどういうところが駄目なのか、どこが有償でどこが無償なのかというのが本当にそれはやはり明確に公にすべきかと思えます。

それで、先ほどいきいき広場に入っているショールーム、これショールームについては設管条例にショールームと書いてあるんですけども、ここ介護用品の貸出し及び販売もされていると思うんですけども、そちらについての認識と、それから私の認識が合っているのか間違っているのか分かりませんが、どのような事業をいつから行っているのか、それから今賃料については取っていない、そして光熱水費についてもどのようになっているのか、教えてください。

○議長（杉浦康憲） 地域福祉グループ。

○地域福祉G（東條光穂） ショールームさんの事業につきましては、介護用品と障害福祉用品の展示と取扱いの説明などを行うということなんですが、現状としましては、置いてある物品のリースと販売も行っております。それがいつからされていたかというのはちょっと私のほうで今把握ができておりません。賃料につきましては、現在は賃料といいますか行政財産の目的外使用を無償でやっておりますが、今後有償にするように検討を進めている段階で、光熱水費につきましてもその中で一緒に検討していきたいと思っております。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 高浜市にお金がないと言いながら、本来徴収しなければいけない企業からの賃料について徴収していなかったと、光熱水費についても徴収していなかったと、もうそんなふうだったらどこでもやりたくなりますよね。畑だって皆さんやりたいと思いますよ。本当にこれ市民から言われております。やはり市民農園のように市が場所の利用料金を定めて、場所について抽選で利用の許可を出し、野菜を作ったり花の栽培を楽しんだりすることは市民の方々のいきがいや健康づくりにもつながります。退職後に農作業やりたい、物価高騰のため野菜は自給したいなど思いはあっても、やるとなるとやはり土地が必要となることから、土地を借りたり土地を買ったりしなければなりません。一部の市民が許可なく利用しているのであれば、先ほど総務部長言っておりましたけれども、しっかりルールをお示しいただいて、市民が公平、平等に利用できると思えるんですけれども、そのあたりのお考えについても最後できれば市長お

願います。

○議長（杉浦康憲） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 当然、今後地方自治法ですとか市の条例、規則にのっとった適切な管理をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） やはりこれ使用料手数料条例についてもしっかりと一回条例改正もお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

高浜市総合サービスとの関わりについてお聞きしてまいります。

高浜市総合サービスへ職員を退職派遣されておりますが、これいつから行っているのか、またその目的についてもお答えください。

○議長（杉浦康憲） 秘書人事グループ。

○秘書人事G（野口恒夫） 事務局職員の派遣につきましては、設立当時は平成7年3月31日に設立しておりますが、その当時から派遣していたというふうに考えております。

根拠でございますが、高浜市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例及び公益的法人への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づいて派遣をしているところでございます。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 総合サービスへ派遣している目的についても教えてください、狙いというか目的というか。

○議長（杉浦康憲） 秘書人事グループ。

○秘書人事G（野口恒夫） 目的でございますが、高浜市総合サービス株式会社でございますが、100%高浜市が出資している株式会社でございますので、その事務が円滑に進むように職員を派遣しているところでございます。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 事務が円滑に進むということはそれは総合サービスのためになりますよね。わざわざ職員を退職派遣までしているという市にとっての利益はどのようになるのでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 秘書人事グループ。

○秘書人事G（野口恒夫） 先ほども御説明しましたように市が100%出資をしている会社でございます。そういった世間で言う第三セクターの頓挫とかそういった事件もありますので、そういったことがないように事務が円滑に事業や経営の適正化を図る目的として事務局職員を派遣しているところでございます。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 今の御答弁だといわゆる総合サービス株式会社のためということですね。

では、市民部長……。

〔「議長、総務部長」と呼ぶ者あり〕

○13番（倉田利奈） 今……。

○議長（杉浦康憲） すみません、質問終わってからで。

○13番（倉田利奈） いいですよ、じゃ、総務部長の質問からでいいです。

○議長（杉浦康憲） いいですか。

じゃ、総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 今、総合サービスのためと言われましたが、さっき秘書人事グループリーダーも申しましたように公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律というものがございます。これの第10条で特定法人、これが総合サービスのことなんですけれども、その業務の全部または一部が地域の振興、住民の生活の向上、その他公益の増進に寄与するとともに、当該地方公共団体の事務または事業と密接な関連を有するものであり、かつ当該地方公共団体がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるとして条例で定めているもの、これ条例でそれで総合サービス定めております。こういったことから市にとって必要であるから人的援助を行っているというものですので、よろしくお願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 人的援助を平成7年から派遣されているということなんですけれども、これずっと必要ということなんです。

では、次お聞きします。

市民部長、総務部長が高浜市総合サービスの取締役となっている目的についてお聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 秘書人事グループ。

○秘書人事G（野口恒夫） 2名の部長が高浜市総合サービス株式会社の取締役として派遣をしております。事業や経営の適正化を図ることは出資者として当然であるべきと考えております。そういったところに取締役として従事をしているところでございます。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 高浜市総合サービス、これ株式会社です。そして市民部では窓口業務を委託しておりますし、総務部では市の財政や契約に関わる業務を行っていることから、総合サービスへの委託や契約に深く関わっています。委託する側と請け負う側が一緒になることからこれ問題ではないかと考えます。いわゆる利益相反取引となりますけれども、市の見解について教えてください。

○議長（杉浦康憲） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 今おっしゃられた件なんです、例えば地方自治法の第142条にござ

います市長、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は市として同一の行為をする法人、ただ、（当該普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものは除く）というふうに言われております。ですので、私にしろ市民部長にしろ市長の補助職員でございますので、そこは何ら問題ないと思っていますのでよろしくお願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 高浜市は小・中学校の給食調理業務について高浜市総合サービスに委託を行っています。そして、この委託についてはこれまで入札を行わず随意契約であることがこの間の議会で判明しております。随意契約とは競争入札の方法によらないで任意に特定の相手方を選択して締結する契約方法です。地方公共団体の契約方法は一般競争入札が原則とされていますが、随意契約はその例外として地方自治法施行令第167条の2第1項の第1号から第9号の規定に該当する場合に限り、限り認められています。給食委託業務について入札しない理由を地方自治法施行令に基づき説明をお願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 高浜市総合サービス株式会社でございますが、調理業務における経験のほか、学校との連携、信頼関係によりまして、児童・生徒に安心・安全な給食を提供することができておりまして、高い信用と技術、そして豊富な経験を有する事業者であると考えております。このことは本委託契約の目的や内容に照らして妥当であり、ひいては本市の利益の増進につながると合理的に判断できるものであることか、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結しているものでございます。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 今おっしゃった2号、これ2号というのがこれ目的や競争入札に適さない、いわゆるそこでしかできないことなんですね。うちのガイドラインってちょっとこれ多分公表されていないんですけれども、さいたま市の随契ガイドラインというのがすごく見やすくて分かりやすいです。これの2号随契のところで要点としてどういうふうに書かれているかという、当該契約者以外の第三者に履行させることが業務の性質上不可能であるかどうか、そして契約目的を達成するために履行条件を満たすものが契約時点において特定されているか、業務内容を熟知しており、信頼度が高いこと、当該業務に精通していることなどをもって当該契約者を限定していないか、これがチェック項目にあるんですね。これ本当にこれ分かりやすいです、さいたま市のこの随契のガイドライン。高浜市これ随契のガイドライン、もうこれ公にされていないと思うんですけれども、これ公にされているかされていないかによってその理由についてもお聞かせいただけますか。

○議長（杉浦康憲） 財務グループ。

○財務G（本多征樹） お答えいたします。

随契ガイドラインにつきましては内部資料ということで取り扱っておりまして、公にしているものではないです。その理由で特に公表していないというものでございます。

以上です。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） これやはり私公表すべきだと思います。

給食というのは命、そして健康に関わることですね、児童・生徒の。なので、厳しく調理方法、衛生環境、衛生状況、すごく厳しく決められていて、決められた調理工程でないと調理が逆にできないと思っております。そういった中で先ほどから言っているように、先ほどおっしゃってましたよね、精通しているとかいろいろおっしゃっていただけたけれども、まさしくこれさいたまのガイドラインでいくと業務内容を熟知しており信頼度が高い、当該業務に精通していることなどをもって当該契約者を限定していないかどうかをこれきちんと見なさいよと言っているんですね。まさしくそれをやっているということなんですよ、高浜市は。2号随契に絶対当てはまらない条件で今2号随契でやっているということなんですけれども、これいち早く改善すべきではないでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） ただいまの御意見でございますが、最高裁の判例でも先ほど私が申したとおり普通公共団体において当該契約の目的、内容に照らし、それに相応する信用、技術、経験等を有する相手方を選定し、その者との間で契約を締結するという方法を取るのが、当該契約の性質に照らし、またはその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合も同項2号に掲げる場合に該当するものと解すべきであるというものがございます。そういった意味からも私どもはこの2号を随契理由として契約を締結させていただいております。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） その最高裁判例っていわゆる焼却炉の話じゃないですか。やはりそれはその特許とかその技術でもってしかできないことというのがあるので、そういう場合は2号随契が該当するんですけれども、給食がその判例に当たるんでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 解釈としてはその最高裁の判例で判断できると考えております。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 解釈というのは判例というのは個別の判例であって、全てにおいてそれが適用になるとは限らないと私は考えていますし、私もいろいろ判例読んでいますけれども、そういった判断です、裁判所としても。例えば同じようなこれこういうふうになっているけれども、

じゃこの判例使えるじゃんと思ったとしても、内容をよくよく読めばいや、条件違っていましたね、状況違っていましたねということでその判例に当てはまらないことはあります。今回の今おっしゃった判例は給食の業務委託なんですか。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 先ほどの答弁の繰り返しになってしまいますが、総合サービス株式会社の調理業務委託に関しましては、価格の有利性があるとともに高い技術、そして豊富な経験を有しておりまして、安心・安全な給食を安定的にこれまでも提供してきていただいております。そういった意味でも合理的に随意契約することがふさわしいというふうに考えております。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） すごいですね。いまだに変わることはされないということですね、今の答弁でいくと。

では、いまだに、じゃ今回、令和6年度の給食費の給食調理業務委託の金額はどのような過程で決められたのか、教えてください。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） まず、見積りを取りました。かつそのほかの企業から見積りをいただき、その中でコスト面でも有利であるという観点で判断させていただいております。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） コスト面でいくと中学校、小学校、その他の企業というのはどこから見積りを取ったのか、それから、最初の見積もりを取ったというのは多分総合サービスさんのことかなと思うんですけども、幾ら違ったんでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 総合サービス株式会社以外から2社から見積りを取っております。1社は総合サービスより約1,300万円、もう1社は約2,000万円高くなっていました。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 高くても入札をすれば必ず下がると思います。なので、入札必要ですけども、市は積算を行っておりますでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 市の積算ということでございますが、市が直接行った場合どうかということだと思います。市の給料表に給食調理員に該当する単価の設定がないため、正確な人件費が算出できないということから比較はしておりません。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） いや、違います。民間委託した場合の積算を行っておりますかということを知っています。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） これまでのサービス内容から妥当であると判断しておりますので、総合サービス株式会社の見積り額を基にいろいろと状況を確認しながら適正であるかどうかというのを判断しております。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 妥当かどうかについて民間の2社からもらった金額、それから高浜総合サービスからもらった金額、その金額だけを見て妥当ですね、それでいいんですかね。いや、これすごい危ないんですよ。市がやはりきちんと積算をしてきちんと市が民間委託した場合の積算も出さなければ、その民間だって本当に全てが妥当かどうか分かりません。

それから、今、先ほど調理員の正確な時給とかそういう単価が出ていないからということで、市が直接行った場合でも多分今積算されていないということですよね。でも、今これ消費税10%の時代です。1億円以上の契約されています。これ直営で行った場合であれば10%だったら1,000万円でも下がるんですよ、金額が。だからやはり直営で行った場合、市の積算しっかり出した上でやはりこれ入札すべきだと思います。しっかり名古屋とか全部、この間談合の事件ありましたけれども、入札における談合でいろいろ問題になっていましたけれども、今後もじゃそういうふうにはやはりこれだけお金がないと言っている中で、いわゆるだから安かったから多分その総合サービスから言われた金額で契約したということですよね。そこ確認最後したいと思います。

○議長（杉浦康憲） 副市長。

○副市長（深谷直弘） 今、学校経営グループリーダー答えておりますけれども、今、議員おっしゃってみるのは総額を捉えて我々がこういった調理業務を年間通じて金額は2,000万円、1,500万円か安くなりましたよということをそれはおかしいよということをおっしゃってみるようには私は聞こえるんですが、いわゆる企業のノウハウって例えば調理員の人件費を幾らにするのか、これは最低賃金がありますのでそういった形で出されるとは思いますがけれども、そのコストを考えたときに例えばパートさんをたくさん使って忙しい時期にはそういうふうにする、じゃ、正規雇用を減らしてということをやれば総額で金額を市場単価として調査した場合に安かったということで、どうしてそれが市の直営でやった場合よりも金額が妥当じゃないかというようなことをおっしゃるのはそれはきちんと市場の中できちんと見積りを取ったんだったらそれで問題はないというふうじゃないでしょうかね。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） では、その今、ちょっと私、今、副市長の言っていることよく分からなかったんですけども、企業のノウハウとか言われましたけれども、給食調理やっている企業いっぱいあります。やはりこれって私、給食ってすごく大事ですよ。食育と言われるように学校教

育の一つに今位置づけられていますよね。委託にしちゃうと請負ですから偽装請負にならないようにやはりすごく制限されることがいっぱい出てきます。でも私はやはり子供たちにとってもそれから作っている人にとっても給食が楽しくて美味しくて栄養があって、本当にお互いのためになる給食にするというためには、やはりお互いの顔が見える、私、本当に毎日調理員さん誰かが子供たちの中に入って一緒に給食食べてほしい、それぐらい思っています。でもそういう関係にするにはやはり直営でやらないと難しい部分がたくさんあると思います。

ですから、やはり食育という観点からも私は今いろいろ副市長おっしゃいました。会計年度任用職員制度ができました。短時間でもできます。いろんな方法ができます、今でしたら。先ほど給食の調理員の正確な時給単価が分からないようなお話がありましたが、これは過程できちんとじゃ幾らというふうに決めましょうということを内部で検討して、それに基づいて市の積算幾らでもできます。本当に子供たち、調理員さんも先ほど最低賃金の話出しましたけれども、私は最低賃金ではなくてきちんと対価を払っていただくためにも、やはり市が調理員の方に一人一人何名きちんと配置されていて、その方々に幾らきちんと報酬をお支払いできているのかをしっかりチェックしていただきたいと思います。そういう意味でもやはり私は直営をまず求めたいと思いますが、まずはやはり地方自治法にのっとって入札でやっていただきたいと思いますが、何か市長から今手が挙がっていますので。

○議長（杉浦康憲） 市長。

○市長（吉岡初浩） まず、ちょっと伺いたいんですけれども、倉田議員はまず直営でやれということをまず言いたいわけですよね、まずは。直営でやれということを言いたいんです、前提としては。その上での御質問ということですよ。

○議長（杉浦康憲） 時間があと1分少々になっております。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） すみません、今って反問権だと思うんですけれども、反問権を許されたんでしょうか。

〔「反問権……。」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 議論の中でということですよ。大丈夫です、結構。認めています。どうぞ。

○13番（倉田利奈） 反問権というのは、高浜市のこれまでの規則とか見ると、質問の内容が分からない場合ということで聞けるんですけれども、私に考え方をお聞きされているんですね。

私は、それ一番いいのは直営だと思っています。一番いいのはそうです。だけれども、やはりそれに対しては幾らなのか今全然お示しいただけないから、じゃ、本当にそれがいいのか、人数とかそれからどういった方が来るかも分からないわけなんですけれども、全部に全てに総合的にそれは判断しなければなりません。今、民間委託どこもいっぱいしていますけれども、するんであれ

ばそれはそれできちんと法律に基づいてまずはやりましょうというところです。

私、総合サービスめちゃくちゃ儲かっていて、すごい法人税とか消費税も払っているんだけど、どうなんですかね。これやはりきちんと法律に基づいた入札すべきではないんですか。市長、まず入札のところどうですか、市長。

○議長（杉浦康憲） 市長。

○市長（吉岡初浩） 私の質問ですよ、これ。私の質問取って時間取ってみますけれども、私が言いたいのは……。

○議長（杉浦康憲） あと10秒になります。

○市長（吉岡初浩） いわゆる市がやる前提で御質問をしているかどうか聞いたのは、その前提なら聞く必要ないですよ。今言った内容のほとんどが。

○議長（杉浦康憲） 時間となりましたので。

〔「そうじゃないですか。だから質問の内容が分からんのですよ、何で聞いておるのか。」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 以上で通告による質問は終了いたしました。

これより関連質問を許します。

質問は1人1問5分以内といたします。

関連質問ですので簡潔にお願いいたします。

9番、長谷川広昌議員。

○9番（長谷川広昌） 今の13番議員のごみ焼却施設についての中の関連質問なんですけれども、碧南市と中部電力との協議書を今、高浜市のほうでどうやって検討するかという中で、皆さんの話を聞いていたらまずはフラットな状態で考えていくというふうに私は捉えたんですけれども、一転、市民部長が答弁の中で前向きに考えていきたいというところがあったんですが、それは何について前向きに考えていきたいのか、お願いします。

○議長（杉浦康憲） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） ちょっと今その前向きにといった言葉が中電さんの検討結果を出していくというニュアンスでは答えたつもりは全くありませんので。

〔「ないの」と呼ぶ者あり〕

○市民部長（岡島正明） はい。すみません。

〔「それならいいです」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） ほかに。

13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 昨日の黒川議員の質問で答弁漏れがありまして、結局跡地計画、旧分院の取壊しの跡地計画について御質問されていたんですけれども、それについて御答弁がなかったよ

うなのでその進行状況と、まず決まっていればそれについてのお答えと、あと今何か使用されているようなんですけれども、どのように使用されているのか。それから、これ多分地中埋設物のくいについては、来年の6月中に多分抜かないといけないという契約だと思うんですけれども、それを待ってから考えるのではなく、もしそこで抜けなかった場合にはどのようなことが市としてできるのか、考えられるのかについても併せてお願いします。

○議長（杉浦康憲） 健康推進グループ。

○健康推進G（中川幸紀） 一部重複した答弁になるかと思いますが、まず病院の跡地活用については、医療法人豊田会が旧高浜分院の解体工事を行っておりますが完了しておりません。病院の解体が完了していない以上、踏み込んで議論に進むことが難しいというのが現状ではあります。が、病院解体後の跡地に市が新たな公共施設を建設することは現段階では予定はしておりませんので、これまでの答弁の繰り返しになりますが、土地の売却あるいは賃貸借も含めて検討を行っているというのが一つです。実際に旧高浜分院の解体工事については、解体工事の完了後、1年以上の間隔を取って保健センターの解体に着手する予定でありますので、それまでに跡地活用の方向性のほうを決定してまいりたいと思っております。

現在、保健センターの活用方法といたしましては、空いたスペースの有効活用ということで、災害物資等の一時保管場所という形で申請を各グループからいただいた上で健康推進グループが許可をして置かせていただいております。

あと、くいを抜かなかった場合の、抜けなかった場合、抜かなかった場合というところはあるんですが、私どもとしましては、協議中の内容ではあります。が、解体工事では旧高浜分院の解体とそれに付随する構造物等の収去をお願いしている中で、くい等が残ることによって資産価値が下がることを懸念しております。

以上となります。よろしくお願いします。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

〔「なし」「大丈夫です」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） ほかに関連質問もないようですので、以上で関連質問は終了いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

再開は12月6日午前10時であります。

本日はこれをもって散会いたします。御協力ありがとうございました。

午後0時26分散会